

令和3年9月30日

新型コロナウイルスにかかる緊急事態宣言解除後の対応について

(お知らせ)

社会福祉法人翡翠会

理事長 大越一博

拝啓 日頃より本会に対しまして格別のご理解とご協力を賜り、深く感謝申し上げます。

また、ご利用者様並びにご家族の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、本法人の取り組みにご理解・ご協力頂き、ありがとうございます。

さて標記の件につきまして、国の緊急事態宣言解除に伴い、段階的に利用等の制限を下記の通り緩和していきます。

また、本通知の内容は現時点のものであり、感染状況の推移により変更する可能性があることを予めご承知おき下さい。

① ご家族の面会について(入所系事業所)

10月1日より予約制で再開します。事前に各事業所に電話連絡をお願い致します。

② 利用者様の外出・外泊について(入所系事業所)

10月1日より再開致します。事前に各事業所に電話連絡をお願い致します。

③ ボランティア・実習生の受け入れについて(全事業所)

ボランティアの受け入れは解除後も当面中止とさせていただきます。

実習生については応相談とさせていただきます。

④ 通所・短期入所サービスのご利用者様について

他事業所と併用されている利用者様の制限を解除させていただきます。

詳細は事業所にご確認下さい。

上記の対応につきましては現状を踏まえたものであり、感染状況等により再度利用制限等の措置をとらせて頂きます。ご利用者様・ご家族の皆様方には、事情をご賢察のうえ、なにとぞご協力のほど重ねてお願い申し上げます。

敬具